

松江市告示第 272 号

令和 8 年度介護保険料所得段階判定の特例減免に関する要綱（令和 8 年松江市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 6 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(目的) 第 1 条 本要綱は、<u>令和 7 年度税制改正</u>(以下「<u>税制改正</u>」という。)による給与所得控除額の引き上げに伴い、令和 8 年度の介護保険料所得段階の判定において、前年度市町村民税非課税____であった第 1 号被保険者(以下「被保険者」という。)の保険料負担が急激に増大することを回避するため、松江市介護保険条例(平成 17 年松江市条例第 232 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、____被保険者の介護保険料(以下「保険料」という。)の算定及び減免の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。 (減免対象者) 第 2 条 <u>減免適用</u>となる対象者は、____被保険者のうち、次の各号の<u>いずれ</u>	(目的) 第 1 条 本要綱は、<u>所得税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 13 号)</u>による給与所得控除額の引き上げに伴い、令和 8 年度の介護保険料所得段階の判定において、前年度市町村民税非課税<u>世帯</u>であった第 1 号被保険者(以下「被保険者」という。)の保険料負担が急激に増大することを回避するため、松江市介護保険条例(平成 17 年松江市条例第 232 号。以下「条例」という。)第 17 条の規定に基づき、<u>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)</u>の被保険者の介護保険料(以下「保険料」という。)の算定及び減免の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。 (減免対象者) 第 2 条 <u>特例適用</u>となる対象者は、<u>本市の介護保険被保険者</u>のうち、次の各号の<u>すべて</u>

にも該当するものとする。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主及びその他の世帯員について、令和7年度及び令和8年度において市町村民税非課税である者で、条例附則第7条及び第8条の規定により、市町村民税が課されているとみなされる者がいること。

(2) 前号により、当該被保険者の令和8年度の保険料に係る介護保険料所得段階が令和7年度より引き上げられたこと。ただし、次のいずれかに該当する場合に限る。

(ア) 令和7年度の介護保険料所得段階が第1段階、第2段階又は第3段階で、令和8年度の介護保険料所得段階が第4段階以上に引き上げられた場合。

(イ) 令和7年度の介護保険料所得段階が第4段階又は第5段階で、令和8年度の介護保険料所得段階が第6段階以上に引き上げられた場合。

(保険料__の減免)

第3条 市長は、前条に規定する対象者に係る令和8年度の保険料__について、当該被保険者の令和7年度における介護保険料所得段階まで減免できるものとする。

に__該当するものとする。

(1) 令和7年度において、本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税であったこと。

(2) 令和8年度の所得判定において、税制改正による給与所得控除額の増額がなければ、引き続き本人及びその属する世帯の全員が市町村民税非課税と判定される状態にあること。

(3) 前号の税制改正の影響により、令和8年度の保険料段階が令和7年度より、引き上げられたこと。ただし、引き上げ後の保険料段階が市町村民税非課税世帯に係る保険料段階である場合は、この限りではない。

(保険料額の特例)

第3条 市長は、前条に規定する対象者に係る令和8年度の保険料額について、当該被保険者の令和7年度における保険料段階と同一の段階にあるものとみなして算定するものとする。

(減免額)

第4条 _____ 保険料の減免額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いた額とする。

(1) 条例附則第7条及び第8条の規定により算定された令和8年度の介護保険料額 _____

(2) 税制改正後の基準に基づき算定された令和8年度の介護保険料額 _____

(適用除外)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本特例の対象外とする。

(1) 世帯構成の変更(課税者の転入等)により、税制改正の有無に関わらず市町村民税課税世帯となった場合。

(2) 給与所得以外の所得(不動産所得、譲渡所得等)の増加により、税制改正の影響を考慮せずとも令和7年度より上位の介護保険料所得段階に該当する場合。

(3)・(4) 略

(減免の取消)

第7条 市長は、保険料の減免決定された当該被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、減免決定を取り消し、当該被保険者に係る令和8年度の保険料を適正な介護保険料所得段階に基づき賦課更正するものとする。

(1) 略

(2) 世帯構成の異動(課税者の転入、世帯合併等)により、本人又はその属する世帯員が税制改正の有無に関わらず市町村

(減免額)

第4条 前条の規定により算定する保険料の減免額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を差し引いた額とする。

(1) 第2条の規定による判定(税制改正後の基準)に基づき算定された、本来賦課されるべき令和8年度の保険料額。

(2) 前条の規定に基づき算出された、特例適用後の令和8年度保険料額。

(適用除外)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本特例の対象外とする。

(1) 世帯構成の変更(課税者の転入等)により、税制改正の有無に関わらず _____
_____ 課税世帯となった場合。

(2) 給与所得以外の所得(不動産所得、譲渡所得等)の増加により、税制改正の影響を考慮せずとも _____
上位の保険料段階 _____ に該当する場合。

(3)・(4) 略

(減免の取消)

第7条 市長は、保険料の減免決定された当該被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、減免決定を取り消し、当該被保険者に係る令和8年度の保険料を適正な所得段階 _____ に基づき賦課更正するものとする。

(1) 略

(2) 世帯構成の異動(課税者の転入、世帯合併等)により、本人又はその属する世帯員が税制改正の有無に関わらず _____

民税課税世帯となったとき。 (3) 略	____課税世帯となったとき。 (3) 略
-----------------------------------	-------------------------------------

附 則

この告示は、令和 8 年 7 月 6 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。